

国際関連情報 Report from FASB

非継続事業の報告

米国財務会計基準審議会 (FASB) 国際研究員 かわにし やすのぶ
川西 安喜

はじめに

2014年4月10日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、会計基準更新書 (ASU) 第2014-08号「財務諸表の表示 (Topic 205) 及び有形固定資産 (Topic 360)：非継続事業の報告及び企業の構成要素の処分に関する開示」を公表した。ASU 第2014-08号は、非継続事業の報告に関する規定を変更している。

本稿では、ASU 第2014-08号について解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

ASU 第2014-08号の概要

(1) 非継続事業の定義

ASU 第2014-08号は、企業の構成要素 (又はそのグループ) を処分した場合で、以下のいずれかが発生した場合に、その処分が、企業の営業及び財務上の結果に主要な影響をもたらした (又はもたらす予定である) 戦略の転換を表

している場合に、非継続事業として報告することを要求している。

- (a) 企業の構成要素 (又はそのグループ) が、売却予定保有の要件を満たす。
- (b) 企業の構成要素 (又はそのグループ) が、売却により処分された。
- (c) 企業の構成要素 (又はそのグループ) が、(廃棄や、事業分離に伴う所有者への分配等) 売却以外の方法により処分された。

企業の営業及び財務上の結果に主要な影響をもたらした (又はもたらす予定である) 戦略の転換の例としては、主要な営業地域、主要な事業分野、主要な持分法投資その他の主要な企業の構成要素の処分が挙げられる。

また、取得時に売却目的保有に分類するための要件を満たす事業も、非継続事業である。

(2) 非継続事業の表示及び開示

ASU 第2014-08号は、各比較期間について、非継続事業を含む処分グループの資産及び負債について、それぞれ、財政状態計算書において区分して表示することを要求している。

また、以下の追加的な開示を要求している。

- (a) 純利益が報告される計算書において非継続事業の結果が報告される期間について、その非継続事業の税引前利益を構成する主要な行項目

(b) 純利益が報告される計算書において非継続事業の結果が報告される期間について、以下のいずれか

① 非継続事業の営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フロー

② 非継続事業に関する減価償却費、資本的支出、並びに重要な営業活動及び投資活動による非資金項目

(c) 純利益が報告される計算書において非継続事業の結果が報告される期間について、非継続事業が非支配持分を含む場合、親会社に帰属する税引前利益

(d) (処分グループが初めて売却目的保有に分類された期間及びすべての比較期間について) 注記に開示されている売却目的保有に分類された非継続事業の資産及び負債の主要な種類から、財政状態計算書の本表において区分して表示される処分グループの資産合計及び負債合計への調整表

(e) (純利益が報告される計算書において非継続事業の結果が報告される期間について) 注記に開示されている非継続事業の税引前利益を構成する主要な行項目から、純利益が報告される計算書の本表において表示される非継続事業の税引後利益への調整表

(3) 非継続事業に該当しない個別に重要な企業の構成要素の処分に関する開示

ASU 第 2014-08 号は、公開企業に対して、非継続事業に該当しない個別に重要な企業の構成要素の処分について開示することを要求している。具体的には、企業の構成要素が処分されたか売却目的保有に分類された期間及び純利益が報告される計算書が表示されるすべての比較期間について、以下の開示を要求している。

(a) その企業の構成要素に帰属する税引前利益

(b) 企業の構成要素が非支配持分を含む場合、

親会社に帰属する税引前利益

(4) 継続的関与に関する開示の拡充

ASU 第 2014-08 号は、非継続事業との重要な継続的関与に関する開示の拡充を要求している。具体的には、以下の項目を要求している。

(a) 処分後の非継続事業からのキャッシュ・インフロー（又は非継続事業へのキャッシュ・アウトフロー）

(b) 処分後に企業が持分法投資を保有する場合の非継続事業に関する情報

これらの開示は、純利益が報告される計算書において非継続事業として区分し、表示されなくなるまで要求される。

移行規定及び発効日

ASU 第 2014-08 号は、公開企業に対して、2014 年 12 月 15 日以後に開始する年度及びそれらの年度を構成する四半期に発生した以下の項目について、将来に向かって ASU 第 2014-08 号の規定を適用することを要求している。

(a) 企業の構成要素の処分（又は売却目的保有への分類）

(b) 取得時に売却目的保有に分類される事業の取得

したがって、たとえ処分が発効日後であっても、発効日前に売却目的保有に分類された企業の構成要素に ASU 第 2014-08 号の規定を適用してはならない。

早期適用は認められる。ただし、過去に公表されたか公表可能となっている財務諸表においてその処分（又は売却目的保有への分類）が報告されていない場合に限る。

おわりに

ASU 第 2014-08 号は、米国基準が国際財務報告基準（IFRS）に近づく形で会計基準の共通化が進んでいる。実際、ASU 第 2014-08 号において採用された定義は、それが主要な事業分野又は営業地域であることを要求している IFRS 第 5 号「売却予定の非流動資産及び非継続事業」の非継続事業の定義に基づいている。

また、ASU 第 2014-08 号が、取得時に売却目的保有に分類するための要件を満たす事業を非継続事業とする点についても、取得時に売却目的保有に分類される子会社を非継続事業とする IFRS 第 5 号と類似している。

【参考文献】

Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standards Update No. 2014-08, "Presentation of Financial Statements (Topic 205) and Property Plant, and Equipment (Topic 360): Reporting Discontinued Operations and Disclosures of Disposals of Components of an Entity,"* April 2014.